

千葉県・平成30年度ボランティア参加促進事業「チーボラ大作戦2018」



有償ボランティアっていいの??ダメなの??

ボランティアコーディネーター

・スキルアップ研修

～「有償ボランティア」編

開 催 報 告 書



有償ボランティアっていいの?? ダメなの?? ボランティアコーディネーター ・スキルアップ研修 ～「有償ボランティア」編

市民活動・NPO支援や、地域の運営に積極的に関わろうという方々の相談支援の現場で、「有償ボランティア」をめぐる悩ましい事例が多くなっています。いわゆる総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）においても、地域運営の担い手として、「NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体の活用」、「住民主体サービス」、「多様な担い手による多様なサービス」、「住民主体の自主活動として行う生活援助等」、「ボランティア主体」・・・などさまざまな表現が見られ、このことから、有償ボランティアの存在が、今後の地域運営に欠かすことができないことは間違いないでしょう。

一方、有償ボランティアをどう考え、どう捉えていくのか、について相談対応の現場レベルでもきちんと整理されており、また、市民活動団体・NPOの運営においてもグレーなままになっていることから、労務・税務、リスク管理におけるトラブルなども発生している事実もあります。

そこで、今後の地域運営に欠かすことのできない「有償ボランティア」について、「有償ボランティア」という言葉の曖昧さを原因とする勘違い、思い込みをなくし、ボランティア・コーディネートの現場での対応をレベルアップするために、その発生から現在までをしっかり学び、関係法令との関係性をきちんと理解把握し、よりよい地域運営に活かしていきたいと思います！

2月21日（木）13時30分～16時30分

千葉市文化センター・9階会議室

（千葉市中央区中央 2丁目5-1 千葉中央ツインビル2号館）

（参加無料・要申込・定員各40名）

ボランティアセンター、市民活動支援センターなどで、ボランティアコーディネーターとして活躍されている方、福祉施設などでのボランティア受け入れ担当の方、NPO・市民活動をされている方、自治会・町内会・管理組合などで活動されている方、ほか、関心のある方など誰でもご参加いただけます！

講師 加納 基成（NPO法人ディー・デモクラシー・センター 副代表理事）

環境運動から市民活動の世界へ。NPO・市民活動団体の支援をはじめ、路上生活者の支援、生活困窮、障がいなど生きづらさを抱える人たちの場づくり支援など、日々ストリートを奔走中。障害福祉サービス、介護予防・日常生活総合支援事業（付き添い支援、移送サービス等）サービス提供責任者として日々、奔走中。

主催：千葉県 企画・運営：特定非営利活動法人ディー・デモクラシー・センター

お申し込み・お問合せ：特定非営利活動法人ディー・デモクラシー・センター

270-2265 千葉県松戸市常盤平陣屋前 7-8 富士マンション305号

TEL 047-701-5350 FAX 050-3737-9081 Eメール info@deepdemocracy.center webサイト www.deepdemocracy.center

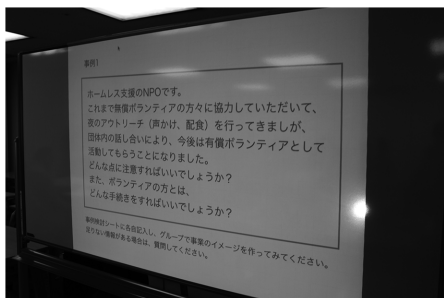
平成31年2月21日（木）千葉市文化センターにおいて、

千葉県・平成30年度ボランティア参加促進事業

「チーボラ大作戦2018 ボランティアコーディネータースキルアップ研修
～有償ボランティア編」を開催しました。

今回、その講座の概要をここに記録として冊子にまとめました。

ボランティアコーディネーターのみなさまの現場での活動の一助になれば幸いです。



開催概要

平成31年2月21日（木） 13時30分～16時30分 千葉市文化センター 会議室2/3/4

千葉県・平成30年度ボランティア参加促進事業 チーボラ大作戦2018

ボランティアコーディネータースキルアップ研修～有償ボランティア編

主催・千葉県 企画運営・特定非営利活動法人ディーブデモクラシー・センター

I 有償ボランティアをめぐる意識・認識の変化

今回の研修では、最初に、有償ボランティアをめぐる、意識・認識の変化を追いました。

最初に、昭和42年の朝日新聞の「有償ボランティア」に関する記事を確認しました。

朝日新聞（関西版）昭和42年3月9日夕刊

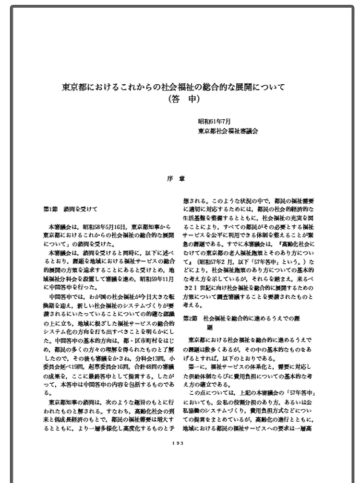
”【神戸】青少年の自発的な善意に、謝礼金を支払うのは是非か—兵庫県は、県立の福祉施設に奉仕した青少年に、謝礼金として四月から一人一日二百円を出すことにし、四十二年度予算に計上、九日朝同県議会予算特別委員会で山本民生部長が説明したが「善意を金で買うことだ」など、関係者の間で議論を捲起している。”という、昭和42年3月9日付の朝日新聞（関西版）夕刊の記事を参考資料に、「有償ボランティア」に対する批判的な認識を確認しました。

「東京都におけるこれからの社会福祉総合的な展開について（答申）」
東京都社会福祉審議会（昭和61年）

批判的な資料として、もうひとつ、昭和61年の東京都社会福祉審議会「東京都におけるこれからの社会福祉総合的な展開について（答申）」を確認しました。

なお、在宅福祉サービスの業務の担い手の一部を、「有償ボランティア」と称するむきがあるが、ボランティアという用語をこのように用いることは、もともと同じ共同社会に所属し運命を共にする成員の間で行われ、純粋に無償の助け合い活動の延長線上に発展してきたボランティア活動の精神的基盤を危うくすることにもなりかねない。また一方、このようなボランティアを位置付けることは、最低賃金制度を含む労働条件を曖昧なものとし、一般のパートタイムの雇用市場を混乱させるおそれがあるので好ましくない。また、在宅福祉サービスは、“人”を直接の対象とした仕事を主な内容とする業務であるから、雇用関係を明確にすることによって、事故がおきた場合の責任の所在を明らかにしておく必要がある。なお、ボランティアに対しては、従前からの本審議会の答申でも強調している通り、実費弁償以外の直接的・金銭的報酬の支払いを原則として避けるべきである。

（第三章 福祉サービスの担い手 第1節 人材養成のあり方）

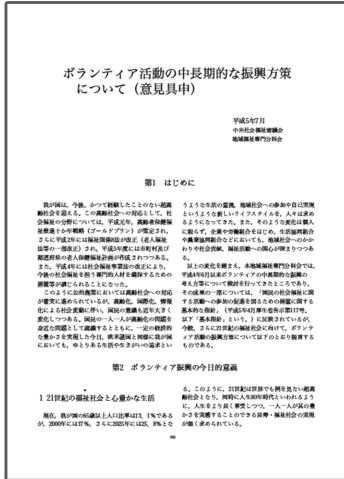


<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/305.pdf>



有償ボランティアをに対する意識・認識は、当初、批判的なものでした。

「ボランティア活動の中長期的な振興方策について(意見具申)」
中央社会福祉審議会（平成5年）



有償ボランティアを認める資料として、平成5年の中央社会福祉審議会「ボランティア活動の中長期的な振興方策について(意見具申)」を確認しました。

自分たちの地域で何か役に立ちたいということをも動機とし、自分たちの地域を福祉コミュニティとして守り育てていこうという活動には、多くの人々が共感を持ち、参加しうるものである。きわめてすそ野の広いボランティア活動は、年一回などの軽微な活動もあるが、継続的で密度の濃い活動なども増加してきている。このような活動が、助け合いの精神に基づき、受け手と担い手との対等な関係を保ちながら謝意や経費を認め合うことは、ボランティアの本来的な性格からはずれるものではないと考える。

(第2 ボランティア振興の今日的意義 4 ボランティアの今日的意義)



<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/475.pdf>

「平成12年度 国民生活白書 ボランティアが深める好縁(要旨)」
経済企画庁（平成12年）

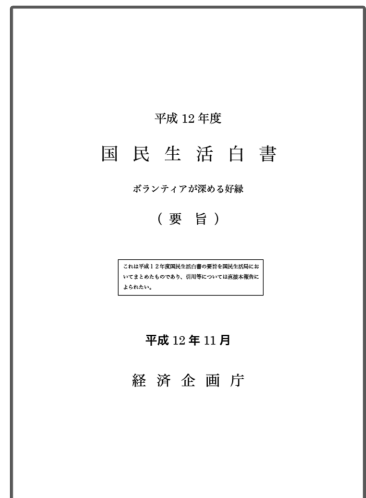
有償ボランティアを認める見解の資料として、もうひとつ、平成12年経済企画庁の「国民生活白書 ボランティアが深める好縁」を確認しました。

(ボランティア活動は無償が基本だが、 そればかりではない)

ボランティア活動は、基本的に経済的対価を求めない自発的な活動である。無償の活動が基本となるのは自然である。しかし、ボランティア活動は無償とは限らない。市場の賃金よりも少ない報酬が支払われる活動が、ボランティア活動として外国でも行われている。これを有償ボランティアと呼ぶこともある。多様なボランティア活動を生み出し、支えていくことが、社会全体としてボランティアを増やしていくことにつながる。(むすび)



<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9990748/www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h12/1110wp-seikatsu-s.pdf>



時代とともに、有償ボランティアをに対する意識・認識は、大きく変化してきました。

II 全国展開される「有償ボランティア」の類型 と介護予防・日常生活支援総合事業

図表「全国展開される『有償ボランティア』の類型」（出典：東根ちよ（2015）「『有償ボランティア』をめぐる先行研究の動向」）を資料に、善意銀行、ファミリー・サポート・センター事業、住民参加型在宅福祉サービス、ふれあいサービス事業、保育サポーター、介護支援ボランティア制度、生活・介護支援サポーター養成事業、（シルバー人材センター）、など、これまで全国展開されてきた「有償ボランティア」について、その仕組みや歴史を確認しました。

名称	開始年	実施主体	根拠法等	内容	
善意銀行	1962年	社会福祉協議会	—	社会福祉のための労力や金品を預託し、必要とする人へ、これらの労力や預託金品を支給・貸与する。	1962年 会・小 会が主
ファミリー・サポート・センター事業	1982年	国、市町村 ※一般財団法人女性労働協会が運営支援	児童福祉法6条の3第14項	子育てのほか、一部介護サポートを実施。	1982年 リー・業（婦 業）か
住民参加型在宅福祉サービス	1987年	住民参加型在宅福祉サービス全国連絡会 （全国社会福祉協議会内）	—	高齢者や障害者、子育てなど、日常生活援助などの在宅福祉サービスを実施。	「会員 徴とし を提 「住 巨 型」 「ワー 型」な 様々。
ふれあいサービス事業	—	社会福祉協議会	—	高齢者や障害者、子育てなど、日常生活援助の在宅福祉サービスを実施。	住民参 スの—
	1998-				

図表（部分）「全国展開される『有償ボランティア』の類型」（出典：東根ちよ（2015）「『有償ボランティア』をめぐる先行研究の動向」）

<https://doors.doshisha.ac.jp/duar/repository/ir/16828/048004000004.pdf>



そして、介護予防・日常生活支援総合事業および地域包括ケアシステムについて確認しました。

厚生労働省「総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html>



厚生労働省「地域包括ケアシステム」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/



III 労働者性の確認（雇用？請負？委任？それとも？）

「有償ボランティア」に関するケースでは、有償ボランティアが「労働者」にあたるのかを慎重に確認し、事業ビジョンに合わせて検討していく必要があります。そこでの有償ボランティアが法律上の労働契約の対象にあたるものなのか、そうではなく請負契約（や委任契約）の対象にあたるものなのか、また、純粋なボランティアにあたるものなのかによって、必要となる手続きなどがかわってきます。

労働基準法 第9条（定義）

この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

消費税法基本通達（個人事業者と給与所得者の区分）1-1-1

事業者とは自己の計算において独立して事業を行う者をいうから、個人が雇用契約又はこれに準ずる契約に基づき他の者に従属し、かつ、当該他の者の計算により行われる事業に役務を提供する場合は、事業に該当しないのであるから留意する。したがって、出来高払の給与と対価とする役務の提供は事業に該当せず、また、請負による報酬と対価とする役務の提供は事業に該当するが、支払を受けた役務の提供の対価が出来高払の給与であるか請負による報酬であるかの区分については、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく対価であるかどうかによるのであるから留意する。この場合において、その区分が明らかでないときは、例えば、次の事項を総合勘案して判定するものとする。

- (1) その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を容れるかどうか。
- (2) 役務の提供に当たり事業者の指揮監督を受けるかどうか。
- (3) まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失した場合等においても、当該個人が権利として既に提供した役務に係る報酬の請求をなすことができるかどうか。
- (4) 役務の提供に係る材料又は用具等を供与されているかどうか。

労働者の有無の判断は極めて困難で、それをめぐる判例も多くあります。今回の講座では、いわゆる新宿労働基準監督署長（映画撮影技師）事件（平成14年東京高裁判決）の判決を基に判断のポイントを確認しました。

「労働者」性の判断

業務遂行上の指揮監督の存否と内容

報酬の性格と額

具体的な仕事の依頼、業務指示等に対する諾否の自由の有無
時間的拘束性および場所的拘束性の有無や程度

労務提供の代替性の有無

業務用の機器の負担関係

専属性の程度

服務規律の適用の有無

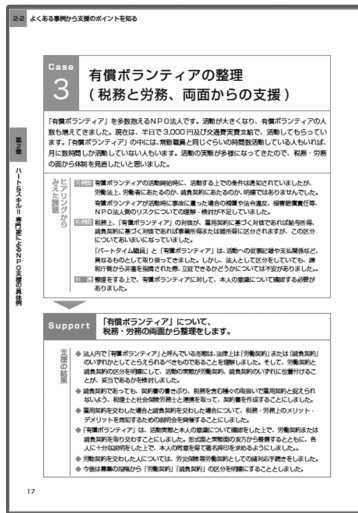
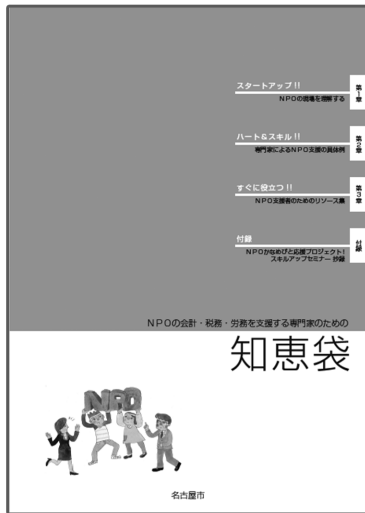
公租などの公的負担関係

有償ボランティアが、労働契約や請負契約の対象になるケースの対応として、先行のテキスト二種を参考に、ボランティアコーディネーターとして必要となる知識を確認しました。



整える力（「NPOリーダーのための15の力 WORK BOOK」 日本NPOセンター 平成27年）

http://www.jnpoc.ne.jp/cb/wp-content/uploads/10-soshiki-5_totonoeru-chikara.pdf



有償ボランティアの整理(税務と労務、両面からの支援)

(「NPOの会計・税務・労務を支援する専門家のための知恵袋」

名古屋市民活動推進センター 平成27年)

http://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/npo_support/kanamebito/150319chiebukuro.pdf

IV 収益事業と法人税課税の確認

有償ボランティアによる事業を行う主体が、自治体（公共法人）なのか？、社会福祉法人なのか？NPO法人なのか？有償ボランティアのコーディネートにおいて、きちんと確認しておく必要があります。主体となる法人格により、その事業が収益事業と判断された場合に課税の対象になるのか、収益事業と判断されても課税の対象にならないのか、など主体となる団体の法人格により変化してきます。

さらに、介護保険事業やその他の収益事業を行っていないNPOの場合、有償ボランティアによる事業が収益事業と判断されると、これまで減免されていた法人県民税と、法人市民税の均等割が、減免されなくなることが考えられます。あらたに、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問Bや通所Bなどの住民主体型のサービスに取り組もうと検討している収益事業を行っていないNPOにとっては大きな課題となり得ます。今後、まちづくりや地域運営を考える上でも、NPO側からのアクションが必要かもしれません。

千葉県県税条例

第二十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、法人の県民税を減免する。

- 一 天災その他の災害によって甚大な被害を受けたことにより、法人の県民税を納付することができないことが明らかであると知事が認める者
- 二 法第二十四条第五項に規定する公益法人等のうち、次に掲げる者（収益事業を行うものを除く。）
 - イ 公益社団法人及び公益財団法人
 - ロ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体
- ハ 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、規則で定める法人
- 三 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があると知事が認める者

※千葉県内市町村のなかには、収益事業を行わないNPO法人への法人市民税の均等割の減免制度のない市町村もあります。
一方、我孫子市のように収益事業を行うNPO法人に対しても法人市民税の均等割の減免の制度のある市町村もあります。

V 事例をもとにコーディネーション（グループワーク）

最後に、二つの事例をもとに、実際のコーディネーション（事業モデルのイメージ作成）を行いました。各自、事例検討シートに記入後、各ケースにおける注意点、留意点、想定できるリスクなどを挙げ、事業モデルの作成を行いました。

◎有償ボランティア・コーディネート 事例検討シート

相談者 _____

○有償ボランティアの実施主体は？

- 国・都道府県・市町村
- 社会福祉法人
- NPO法人
- サービス実施者（有償ボランティア）
- その他（ _____ ）

○有償ボランティアのサービス被提供者（受益者）は？

- 有償ボランティアの実施主体
- サービス利用者（有償ボランティアの実施主体以外）
- その他（ _____ ）

○有償ボランティアのサービス実施者への支払金額は？

- 実費（交通費など）
- 定額（時間、回数などで金額が決まっている）
- その他（ _____ ）

○有償ボランティアのサービス実施者は労働者？

- 労働者である
- 労働者ではない（請負または委任である）
- 労働者ではない（ボランティア）
- その他（ _____ ）

○その他特記事項

事例1

ホームレス支援のNPOです。
これまで無償ボランティアの方々に協力していただいて、
夜のアウトリーチ（声かけ、配食）を行ってきましたが、
団体内の話し合いにより、今後は有償ボランティアとして
活動してもらうことになりました。
どんな点に注意すればいいでしょうか？
また、ボランティアの方とは、
どんな手続きをすればいいでしょうか？

事例検討シートに各自記入し、グループで事業のイメージを作ってみてください。
足りない情報がある場合は、質問してください。

事例1は、実費弁償（交通費）を支払うケースです。
基本的には、通常のボランティア・コーディネーションに準ずることで
対応可能ですが、ボランティア保険の利用を前提とする場合、実費弁償
の金額設定に注意が必要となることも考えられるケースです。

事例2

まちづくりのNPOです。
有償ボランティアの方々にお願いして、
市民の困りごとをお手伝いする事業が始まり、
わたしたちも、これからのやさしい地域づくりのために、
思い切って手を挙げることにしました。
どんな点に注意すればいいでしょうか？
また、有償ボランティアの方とは、
どんな手続きをすればいいでしょうか？

事例検討シートに各自記入し、グループで事業のイメージを作ってみてください。
足りない情報がある場合は、質問してください。

事例2は、これまで収益事業を行っていないNPOである可能性が考えら
れます。介護予防・日常生活支援総合事業と思われる有償ボランティア
によるこの事業が収益事業にあたり課税の対象になり、また法人県民税、
法人市民税の均等割の減免がなくなることも考えられるケースです。

有償ボランティアと呼ばれる社会参加のカタチは、
法律上の確定した身分、労働、役務などではありません。
実施主体や謝礼の額など様々な条件により、様々に解釈されるものです。
つまり、現状において、「こうすればいい」というシンプルな答えはありません。

ですので、実施主体がどのように考え、
また、どのようにしたいのかによって、
コーディネートしていく必要があります。

今回の研修では、
NPO・市民活動支援の立場からの視点を中心に、
総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）における
有償ボランティア事業の実施主体として、
そしてそのサービス提供の責任者として、
また、サービス実施者として、
現場から見てきた考えるべきいくつかのポイントを
「判断材料」として提案させていただきました。

千葉県・平成30年度ボランティア参加促進事業「チーボラ大作戦2018」



主催 / 千葉県

企画・運営・冊子制作 / 特定非営利活動法人ディープデモクラシー・センター